

青森県報

第八百十号

令和六年
九月六日
(金曜日)

目次

告 示

- 鳥獣捕獲等事業の変更の認定……………(自然保護課) ……一
 - 児童福祉法による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の
辞退……………(生活習慣病
対策課) ……一
 - 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定……………(同) ……一
 - 障害福祉サービス事業者の指定……………(障
が
福
祉
課) ……二
 - 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃
止の届出……………(同) ……二
 - 道路の区域の変更……………(道
路
課) ……二
 - 道路の供用の開始……………(同) ……三
- 出先機関
- 土地改良区の役員の就任及び退任……………(三八地
区
民
局) ……三
 - 右 同……………(上北地
区
民
局) ……四

告 示

青森県告示第四百七十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第十八条の七第一項の規定により次のとおり鳥獣捕獲等事業の変更の認定をした

ので、同条第二項において準用する同法第十八条の五第二項の規定により公示する。

令和六年九月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 変更認定年月日

令和六年八月二十九日

二 認定鳥獣捕獲等事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 名称及び住所

一般社団法人青森県猟友会

青森市本町五丁目五の二一

2 代表者の氏名

十二役 美喜男

青森県告示第四百七十六号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十九条の十五の規定により、次の指定小児慢性特定疾病医療機関がその指定を辞退したので、同法第十九条の十九第三号の規定により公示する。

令和六年九月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名	称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
ベイ薬局	緑ヶ丘店	むつ市緑ヶ丘三五の二	令和 六・五・三

青森県告示第四百七十七号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

令和六年九月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	ベイ薬局緑ヶ丘店	所 在 地	むつ市緑ヶ丘三五の二	指 定 日	令和 六・六・一
	ハッピー調剤薬局平川尾上店		平川市尾上栄松四八の一		六・八・一
	つがる西北五広域連合鱒ヶ沢病院		西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町字 蒲生一〇六の一〇		六・八・三

青森県告示第四百七十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和六年九月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所	指 定 日
株式会社s h i n	株式会社s h i n	北海道札幌市白石区平和通二丁目北八の二六	共同生活援助	クムの家 弘前市大字豊原二丁目六の二	令和 六・九・一
				クムの家 弘前市大字豊原二丁目六の二	

青森県告示第四百七十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和六年九月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所	廃 止 日
社会福祉法人伸康会	社会福祉法人伸康会	弘前市大字独狐一丁目石田一二一の一	居宅介護	訪問介護ステーション 弘前市大字独狐一丁目石田一二一の一	令和 六・八・三
				訪問介護ステーション 弘前市大字独狐一丁目石田一二一の一	

青森県告示第四百八十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から令和六年十月五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和六年九月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

1	図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
県道			苦米地免内線	三戸郡南部町大字苦米地字後小路一八の一から三戸郡南部町大字苦米地字後小路一九の三まで	前 一〇・六二メートルから 一〇・〇二メートルまで 後 一〇・八九メートルから 一一・五四メートルまで	四一・九二メートル	四一・九二メートル	

青森県告示第四百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和六年十月五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和六年九月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道苦米地免内線	三戸郡南部町大字苦米地字後小路一八の一から三戸郡南部町大字苦米地字後小路一九の三まで	令和六・九・六

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、蜷川土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和六年九月六日

三八地域県民局長 松 尾 英 輔

役員別の区別	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	佐々木 万悦	三戸郡五戸町大字切谷内字粒ヶ谷地二	令和六・七・二六就任
〃	鈴木 勝康	八戸市大字市川町字轟木六七の三	〃
〃	佐々木 健造	三戸郡五戸町大字市川字窪田四〇	〃
〃	橋 文吉	〃 〃 〃 字家ノ後一四	〃
〃	佐々木 雅博	〃 〃 〃 字林ノ前一二	〃
〃	川崎 嗣敏	〃 〃 〃 大字切谷内字外ノ沢三八	〃
〃	佐々木 岩治	〃 〃 〃 大字上市川字窪田二六の	〃
〃	大久保恵美子	〃 〃 〃 大字切谷内字大森二二	〃
〃	佐々木 正規	〃 〃 〃 字粒ヶ谷地四	〃
〃	山田 光義	〃 〃 〃 字兔内一二	〃
〃	佐々木 康弘	〃 〃 〃 大字上市川字窪田三七の	〃
〃	川崎 雅信	〃 〃 〃 大字切谷内字向田二八の	〃
〃	佐々木 寿一	〃 〃 〃 字粒ヶ谷地二	六・七・二五退任
〃	鈴木 勝康	〃 〃 〃 八戸市大字市川町字轟木六七の三	〃
〃	佐々木 義徳	〃 〃 〃 三戸郡五戸町大字切谷内字山崎川原五	〃

